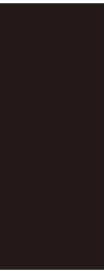


平成26年

三重県議会定例会会議録

(5 月 16 日)
(第 10 号)



平成26年

三重県議会定例会会議録

第 10 号

○平成26年5月16日（金曜日）

議事日程（第10号）

平成26年5月16日（金）午前10時開議

- 第1 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第2 議提議案第3号
〔討論、採決〕
- 第3 特別委員会廃止の件
- 第4 議員派遣の件
- 第5 常任委員選任の件
- 第6 議会運営委員選任の件
- 第7 特別委員会設置並びに委員定数の件
- 第8 特別委員選任の件
- 第9 四日市港管理組合議会議員選挙の件
- 第10 議案第126号
〔採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第2 議提議案第3号
- 日程第3 特別委員会廃止の件
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程追加 議長辞職の件

| | |
|-------|------------------|
| 日程追加 | 議長選挙の件 |
| 日程追加 | 副議長辞職の件 |
| 日程追加 | 副議長選挙の件 |
| 日程第5 | 常任委員選任の件 |
| 日程第6 | 議会運営委員選任の件 |
| 日程第7 | 特別委員会設置並びに委員定数の件 |
| 日程第8 | 特別委員選任の件 |
| 日程追加 | 常任委員辞任の件 |
| 日程第9 | 四日市港管理組合議会議員選挙の件 |
| 日程第10 | 議案第126号 |

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

| | | | |
|----|---|-----|----|
| 1 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 2 | 番 | 田中 | 智也 |
| 3 | 番 | 藤根 | 正典 |
| 4 | 番 | 小島 | 智子 |
| 5 | 番 | 彦坂 | 公之 |
| 6 | 番 | 栗野 | 仁博 |
| 7 | 番 | 石田 | 成生 |
| 8 | 番 | 大久保 | 孝栄 |
| 9 | 番 | 東 | 豊 |
| 10 | 番 | 中西 | 勇 |
| 11 | 番 | 濱井 | 初男 |
| 12 | 番 | 吉川 | 新 |
| 13 | 番 | 長田 | 隆尚 |
| 14 | 番 | 津村 | 衛 |
| 15 | 番 | 森野 | 真治 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|-----|---|
| 16 | 番 | 水 | 谷 | 正 | 美 |
| 17 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 18 | 番 | 中 | 村 | 欣一郎 | |
| 19 | 番 | 小 | 野 | 欽 | 市 |
| 20 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 21 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 22 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 23 | 番 | 中 | 川 | 康 | 洋 |
| 24 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 25 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 26 | 番 | 後 | 藤 | 健 | 一 |
| 27 | 番 | 辻 | | 三千 | 宣 |
| 28 | 番 | 笹 | 井 | 健 | 司 |
| 29 | 番 | 稲 | 垣 | 昭 | 義 |
| 30 | 番 | 北 | 川 | 裕 | 之 |
| 31 | 番 | 舘 | | 直 | 人 |
| 32 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 33 | 番 | 津 | 田 | 健 | 児 |
| 34 | 番 | 中 | 嶋 | 年 | 規 |
| 35 | 番 | 青 | 木 | 謙 | 順 |
| 36 | 番 | 中 | 森 | 博 | 文 |
| 37 | 番 | 前 | 野 | 和 | 美 |
| 38 | 番 | 水 | 谷 | | 隆 |
| 39 | 番 | 日 | 沖 | 正 | 信 |
| 40 | 番 | 前 | 田 | 剛 | 志 |
| 41 | 番 | 舟 | 橋 | 裕 | 幸 |
| 43 | 番 | 三 | 谷 | 哲 | 央 |
| 44 | 番 | 中 | 村 | 進 | 一 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|
| 45 | 番 | 岩 | 田 | 隆 | 嘉 |
| 46 | 番 | 貝 | 増 | 吉 | 郎 |
| 47 | 番 | 山 | 本 | | 勝 |
| 48 | 番 | 永 | 田 | 正 | 巳 |
| 49 | 番 | 山 | 本 | 教 | 和 |
| 50 | 番 | 西 | 場 | 信 | 行 |
| 51 | 番 | 中 | 川 | 正 | 美 |
| (52 | 番 | 欠 | | | 員) |
| (42 | 番 | 欠 | | | 番) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | | |
|----------------|----|---|---|---|
| 事務局長 | 鳥 | 井 | 隆 | 男 |
| 書記（事務局次長） | 青 | 木 | 正 | 晴 |
| 書記（議事課長） | 米 | 田 | 昌 | 司 |
| 書記（企画法務課長） | 佐々 | 木 | 俊 | 之 |
| 書記（議事課課長補佐兼班長） | 西 | 塔 | 裕 | 行 |
| 書記（議事課主幹） | 中 | 村 | 晃 | 康 |
| 書記（議事課主査） | 藤 | 堂 | 恵 | 生 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | | | |
|------------|---|---|---|----|
| 知事 | 鈴 | 木 | 英 | 敬 |
| 副知事 | 石 | 垣 | 英 | 一 |
| 副知事 | 植 | 田 | | 隆 |
| 危機管理統括監 | 渡 | 邊 | 信 | 一郎 |
| 総務部長 | 稲 | 垣 | 清 | 文 |
| 選挙管理委員会委員長 | 宮 | 寄 | 慶 | 一 |

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問が提出され、知事に送付するとともに、回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

次に、議提議案第3号は、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告2件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

追 加 提 出 議 案 件 名

議提議案第3号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成26年5月9日

提出者 選挙区調査特別委員長 舘 直 人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

| | | | |
|------------|-----|-----|----|
| 鳥羽市・志摩市選挙区 | 鳥羽市 | 志摩市 | 二人 |
|------------|-----|-----|----|

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

特別委員長報告

○議長（山本 勝） 日程第1、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、選挙区調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。館 直人選挙区調査特別委員長。

〔館 直人選挙区調査特別委員長登壇〕

○選挙区調査特別委員長（館 直人） 改めまして、おはようございます。

議長のほうからお許しをいただきましたので、選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は、平成25年1月17日に設置されて以来、22回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局からの説明を求め、調査を行うとともに、本年1月14日から2月13日までの1カ月間、三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）についてのパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんから意見を聴取するなど、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査検討を重ねてまいりました。

去る5月9日開催の当委員会におきまして最終案を取りまとめ、調査を終了いたしましたので、御報告をいたします。

当委員会においては、過去に行われました選挙区調査特別委員会や議員定数等検討会議における委員長報告等の附帯事項を踏まえ、1票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しの検討を行うことを本委員会の合意事項として、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、1人区、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用など、多くの課題について調査検討を行いました。

まず、本県議会議員の総定数については、平成12年3月の選挙区調査特別委員会において、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化中、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととして、

議員定数の見直しを行いました。

同年3月の条例改正で議員定数を55人から51人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区、四日市市選挙区、鈴鹿市選挙区、津市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、それぞれから1人ずつ削減を行いましたが、その際には、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置いており、その後、平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても当該地域の選挙区定数を据え置いてきた経緯がございます。

次に、選挙区の区域については、いわゆる平成の大合併により県内の市町村において合併が行われたため、平成18年3月の条例改正で24選挙区を17選挙区に変更し、平成19年4月の一般選挙から適用して現在に至っております。

なお、平成25年12月の公職選挙法の改正により、郡を単位とする選挙区は郡の区域にかかわらず町村単位の選挙区設定や合区が可能となるとともに、町村は配当基数にかかわらず隣接市町村と自由に合区が可能となるなど、制度が大幅に改正されました。この改正規定に基づく選挙区の区域の見直しについては、県民の皆さんの理解を得るための周知期間を十分確保する必要があり、今回の改正では見送ることとしたところです。

まず、1票の格差是正を図るために、議員1人当たり人口の最も多い亀山市選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少傾向にある中、現在の社会情勢や厳しい県財政状況のもとでの現行議員定数51人の増加については、県民の理解を得ることは難しいとの結論に達しました。

議員総定数を増加せずに1票の格差是正を図るには、隣接する選挙区との合区または選挙区定数の増加が考えられますが、隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口5万1023人が、議員定数51人による議員1人当たりの人口3万6367人を上回っているため、公職選挙法の規定により、合区することができないこと、また、亀山市選挙区の定数を1人増加したと

しても、次いで議員1人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区4万9823人があるため、抜本的な1票の格差是正につながらないことから、亀山市選挙区の定数1人は現行どおり据え置くことといたしました。

次に、議員1人当たり人口の少ない選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少する中、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した1票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員1人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等を行う必要があるとの結論に達しました。

これらの選挙区については、離島を抱える地域や、過疎、高齢化、防災等の課題が多い地域であります。このような特別な事情を考慮してもなお1票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うことといたしました。

まず、1票の格差が大きく逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、格差は2.64、及び熊野市・南牟婁郡選挙区、格差は2.49については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

次に、定数1人の鳥羽市選挙区、人口2万1435人、格差2.38については、議員定数51人による議員1人当たり人口3万6367人を下回る任意合区対象選挙区でもあり、1票の格差の是正を図るためには、現状のままでは格差の是正は行われなことから、隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区、定数2人との合区をした上で定数を1人削減し、定数2人といたしました。

次に、1票の格差が大きく逆転現象区である多気郡選挙区及び度会郡選挙区、ともに格差は2.1については、それぞれ選挙区の定数2人を1人削減し、定数1人といたしました。

これらの改正によって1人区が新たに4選挙区増加することとなりますが、選挙区の設定に当たっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するため、できる限り1人区の設定は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とす

べきではとの意見もある一方で、地域の声を拾い上げるためにはできるだけ面積の小さな選挙区を設置すべきではとの意見も出され、議論が行われました。

その結果、今回の定数見直し対象選挙区はそれぞれが広大な面積を有し、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区、710平方キロメートルより大きい選挙区の設置は避けるべきであるとして、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、隣接する選挙区との合区は行わないことといたしました。

次に、伊勢市選挙区について検討を行いました。

平成12年3月に行われた定数見直しにより、伊勢湾岸の都市形成の進んでいる県内支部においては市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市の選挙区の定数を削減した経緯がありますが、その際に、伊勢市選挙区、定数3人は、度会郡選挙区、定数3人との均衡も考慮し定数を据え置いていたことから、このことを踏まえ、今回、伊勢市選挙区の定数4人を1人削減し、定数3人といたしました。

これらの改正内容については、定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、次回の一般選挙、平成27年4月予定の選挙ではなく、平成27年5月1日以降の一般選挙、次々回選挙から適用することといたしました。

以上の結果、改正後の選挙区において選挙すべき議員の数は条例案のとおりとなります。

なお、今回の改正については、次々回の選挙において1票の格差の是正を図ることを明示するため、これらの改正内容について、選挙区及び定数を定めた条例の本則に盛り込むこととしたところであり、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」という議会基本条例第6条の2の規定に基づき、今後の国勢調査の結果等、これからの人

口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること、また、県議会議員は各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、全ての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと、これら二つの事項を委員会の附帯事項として決定したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山本 勝） 以上で特別委員長の報告を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第2、議提議案第3号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（山本 勝） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇・拍手〕

○50番（西場信行） おはようございます。

議提議案第3号につきまして、討論をさせていただきます。

この議案は、選挙区、そして議員定数の改正条例でございます、いわゆる削減の条例であります、私はこれに反対の意向を表明して討論に参加を

したいと思います。

今、委員長報告があったんですが、委員長をはじめ委員の皆さんは、この委員会審議、本当に一生懸命、真摯に努力されました。その姿勢は評価しますし、その努力を評価するところです。

しかし、今、このように条例本則に盛り込んでここに提案するというのは拙速であると、まだまだ審議を尽くさねばならん状況だと、このように思いますし、その内容は、条例化するには無理があると、このように思っております。

今日は、賛成討論、反対討論、たくさんあります。それを見てもわかるように、しかも、賛成討論をするメンバーの顔を見ても、どちらかといえば腹の中は反対しておるような感じに推測できるような人がほとんどだ。でありますから、そういう賛否両論の中で、議会そのものもまだまだ、まとまっていない。

そして、我々は、議員は、その根っこは、そして母体は住民であります。住民の意向を我々はどのように勘案してこのことに対応していくかということが大変重要になる。今回の審議の中で唯一、あるいは大きな住民の声が聞こえてきたパブコメ、様々な意見があります。その中で、この南に偏った削減案というものについて、南部の声が議会に反映されないのではないか、このことは非常に重要な問題。私は田川県政以来ずっとかかわっておりますが、南北格差解消、これは三重県議会の長年の課題です。そのために、執行部も我々も一生懸命取り組んできた。そんな中で、いろんなこともやってきた。そして、今、これからもまだやらねばならん。

そういう中で、我々がやるべきことは、これから議会を通じてこの問題に対応していかねばならん。もっと改革しろという声も大事です。これも踏まえてやっていかねばならん。そんな議論をこれから継続する、このことが大事なんだ。

最後に委員長がこう言われた。基本条例も踏まえて、これから改選後、国勢調査を踏まえて、さらにこの改革を、審議を進めていく。これは委員長報

告の中で唯一評価できる。

でありますから、1年後の改選が終わった後、それから国勢調査も踏まえて、今、まだまだ統一できない議員の声もしっかりと議論する中で、そして、県民の声を、あるいは必要となれば有識者の声を聞いて、議員定数どうあるべきか、どこまで議員の数というのは削減できるのか、してはいけないのか、こういうことを考えていかねばならない。

議員が住民の意向を政策に反映する、これは地方自治のあるべき姿でありますし、議会制民主主義の根幹であります。そして、議員の本分であります。そういう意味において我々がなすべきことは、この点を具現化する議会改革であり、そして、そのことをなし得て、議員の数を減らせ減らせという県民の声を払拭させて、議員をもっと確保してほしいという声に切りかえねばならない。そのことを目指して頑張っていくときに、いたずらに削減してはならない。

このことを強く申し上げ、私の反対討論にさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（山本 勝） 30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○30番（北川裕之） おはようございます。新政みえの北川裕之でございます。

今回提案をされました議提案第3号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対し、賛成という立場で討論を行います。よろしくお願申し上げます。

昨年1月に設置されました選挙区調査特別委員会の委員の皆様におかれましては、1年4カ月、延べ22回にわたり御審議をいただき、今条例改正案をおまとめいただきましたことに、深く感謝と敬意を表させていただく次第です。

県内各選挙区間における1票の格差の是正は、有権者の皆さんが投じる1票の重み、平等性の確保という点で、民主主義の根幹にかかわる大きな課題

と認識します。

過去、数次にわたる選挙区調査特別委員会や議員定数検討会議においても、様々な観点から議論をいただき、定数削減や選挙区の見直しが図られてきたところではあります。しかしながら、加速する人口減少や過疎化によって以前より1票の格差が広がっているという現実の中、その格差是正は喫緊に解決を迫られる大きな課題となっていることは、三重県議会全議員の認識であると考えます。

過去、過疎化や高齢化などの大きな課題を抱えている県の中山間地域や南部地域の選挙区については地域の特殊事情を鑑み定数削減を行わず据え置くこととし、伊勢湾岸沿いの都市部選挙区においての定数削減のみを実施してまいりましたが、こうした地域と都市部の1票の格差は以前よりさらに拡大しており、その是正策に着手をせざるを得ない状況は否めないと考えます。

中山間地域や南部地域のさらなる定数削減は1人区をつくることになり、議会への多様な民意の反映という議会制民主主義の基本原則を揺るがすという面を持つことから、私ども会派、新政みえとしましては、こうした地域においては1人区の設置を避け、合区と定数削減という組み合わせで格差是正を図るべきと提案してきたところです。

特別委員会の議論が集約される中で、私どもの主張も含め、各会派の最大公約数的な形で正副委員長案をおまとめいただき、提案をいただいたところですが、残念ながら、委員会の中での合意に至りませんでした。

本来ならこの時点での正副委員長案が最大限尊重されるべきものであり、私どもとしては大変残念に感じております。

そして、さらなる委員会での議論並びにパブリックコメントを経て、今回の定数6減の改正案に収れんされたところです。

1人区が新たに4選挙区増えるという案は、当初の会派案からは考え方においてかなりの隔たりがあるものの、まずは1票の格差の是正を図ることが今回の特別委員会の最大のミッションであることを考え、さらには、これ以上先送りはできないという状況に鑑み、現時点で各会派が歩み寄り、

合意形成可能な案と受けとめ、改正案に賛成の姿勢を示してきたところです。

この改正により、選挙区間の1票の格差は最大で2.64から1.60まで縮小されることとなります。

また、改正の実施時期については、当該選挙区の県民への十分な周知期間が必要であることから、平成27年5月以降の一般選挙からすることが妥当であると考えます。

今回の改正内容については条例の本則に盛り込むものとしており、1票の格差是正に取り組む三重県議会の強い意思をあらわせたものと考えてところです。

県民の皆様におかれましても様々な立場から御意見を頂戴しているところですが、今回の改正内容について十分な御理解をいただけるよう、県議会としても引き続き努力をしてまいることはもちろんのこと、議員定数や選挙区定数について、議会基本条例に基づく不断の見直し議論を今後も続けていくことをお誓いし、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本 勝） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 私は、公明党を代表して、ただいま上程されております議提議案第3号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論を行います。

皆様既に御存じの方も多いと思いますが、私と私の同僚議員であります今井智広議員はともに、厚生労働大臣でありました坂口力前衆議院議員の元秘書であります。その坂口が現職時代に、自身の座右の銘であります先憂後樂とともによく口にし、折に触れ私たちに伝え、教えてくれた言葉があります。それは、民の声を恐れよでありました。この民の声を恐れよ、これは決して国民や県民の声は怖いものだという意味だけではなく、国民の代表や県民の

代表である為政者は、常にその声に耳を傾け、そして、その声に常に謙虚であれという意味であります。

今回の特別委員会の議論の中で、確かに私ども公明党は、昨年12月の段階で、1回目の正副委員長案に対する修正案として、平成27年に3減、そして、平成31年に3減という2段階削減論を提案しながら、その後、正副委員長から再提案されました、今回の条例案のもとになっております中間案に対して、これまで積み上げてきた議論が壊れるのは避けるべきであるとの考えから、一度は賛成した経緯があります。

しかし、その後、この中間案に対してとられたパブリックコメント、この382件に及ぶパブコメ、いわゆる県民の声は、さきの民の声を恐れよとの箴言を思い出す中、我が公明党にとっては大変重いものがありました。

中でも、条例改正後の選挙の実施時期として、具体的には41件寄せられた、定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙、具体的には平成27年から適用し、早期に実施すべきという意見は、当初、私どもは平成27年に3減、そして平成31年に3減という2段階削減論を主張していただけに、強烈なインパクトを持って私たちに迫ってきたのとともに、パブコメ後、引き続き中間案に賛成するというハードルを飛び越えることはできませんでした。

ゆえに、今回、我が公明党は、県議会議員の定数削減、具体的には6減については、この条例案に書かれているように次々回選挙から実施するのではなく、その一部ないしはその全部を、次回選挙、具体的には平成27年選挙から実施するべきであると主張いたします。

以上、反対の趣旨とその具体的内容を申し上げ、公明党を代表しての反対討論を終わります。議員各位の皆様の御賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（山本 勝） 20番 村林 聡議員。

[20番 村林 聡議員登壇・拍手]

○20番（村林 聡） 度会郡選出、自民みらい、村林です。

今回、大幅に定数減が提案されている県南部の議員の1人として、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

1票の格差の是正というのが今回の議論の出発点でした。

そもそも公職選挙法のとおり定数を配分すると3倍程度の格差が生じる可能性があり、私としては、現在の2.64という数値は直ちに是正しなければならない格差であるとは考えておりません。

このことは特別委員会でも申し述べましたが受け入れられず、格差是正が議論の出発点となりました。これを前提とすると、県南部はこれまで、地域の事情を酌んで手厚く定数を配分していただいておりますので、県南部のほとんどの選挙区が検討の対象にならざるを得ませんでした。

例えば、私が選出いただいている度会郡選挙区についても、合区か定数減かの選択を迫られました。その中で、地域の声を何とか伝えられる方法を模索し、苦渋の選択をしていった結果が今回の条例案であると理解しています。

そもそも、なぜ出発点となった1票の格差是正が重要なのかと考えます、それは、様々な県民の声が県議会に反映される必要があるからです。であるならば、人口比例のほかにも考えるべきことがあるはずです。

例えば、南伊勢町の人は伊勢市のことをよく知っているのだけれども、伊勢市の人は南伊勢町のことを驚くほど知らないというような場面によく出会います。ですから、それぞれの地域の声をきちっと代表するという定数配分を考えないと、様々な県民の声というのは代表できないのではないのでしょうか。

今回の南部での6減というのはぎりぎりの選択で、これ以上減らせば地域の声が届かなくなるのではないかと危惧しています。

ここまで議論を積み上げてきた中で苦渋の選択として今回の条例案は賛成せざるを得ませんが、もはや南部で減らすということは限界まで来ており、今後1票の格差が拡大したときには、これ以上南部で減らすことなく、都市部選挙区での増員も視野に入れて御検討いただきますように切に皆様をお願い申し上げます、今回の条例案については賛成を表明して、討論を終結いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さんおはようございます。みんなの党会派、中西勇で
ございます。

議長の許可をいただきましたので、議提議案第3号の反対討論をさせていただきます。

まずは、私、みんなの党会派の意見といたしまして、私、平成23年度の選挙のときに、議員の定数は40名にすべきということで訴えておりました。そういう中で、選挙区、今、議論されている中で、私は傍聴議員でございました。そういう中で、会派の意見として意見を述べさせていただいております。来年の4月の選挙には5人削減するべきと、そういう意見を述べさせていただきました。段階的に進んでいくことが必要だということでさせていただいております。

そういう中で、反対討論を簡潔に述べさせていただきます。

このたびの提案理由の中に、県内の各選挙区における1票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案の提出理由であります。

そこで、1番目に、私の反対という討論の中で、平成27年の統一選挙からやはり格差を削減することを実施すべきということで、特別委員会の中でも議論をさせていただいて、私は議論はできないんですね、一方通行で話をさせていただきましたが、この先送りという感覚が私の中にはとれないんですね。何でそうやって先送りするんだと。それと、あくまでもこれは議員の保身ではないかと、そんなことを思うわけです。

そして、平成27年の5月以降に条例を変更して削減を決めるという今回の条例案でございますけれども、なぜそこまでして先へ送るのかな、これが、私の中では全く理解できない、反対する理由なんです。

平成27年の4月に統一地方選挙があり、議員各位、かわる可能性があるわ

けです。議員が、メンバーが変わる可能性が十分にあると思うんです。そういう中でもう一度しっかり議論をしていただいてやるべきことだと、そのように思います。

今までもしっかり議論はされていますけれども、ずっと先へ送られてきている、そういう事実があるわけです。そこをしっかりと考えていただきたいなど、そのように思います。

最後に一言言いたいのは、パブリックコメントでしっかり県民の皆さんから意見をいただいております。私は、そういう部分で考えると、県民不在になっていないのかなと、そんなふうに思います。議員の皆さんにもう一度しっかり考えていただいて、平成27年4月の次回の選挙から削減するべきことを考えてやっていただきたいなど、そのように思いますので、今回、反対をさせていただきます。皆さん御理解をいただいて、反対していただきたいなど、そのように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○18番（中村欣一郎） 議提議案第3号に反対討論をいたします。

私、ここへ立つのは初めてなんですけれども、初めての登壇が反対討論になろうとは思ってもありませんでした。

特別委員会の皆さんが22回もの議論を重ねてこられたことに対しましては、心から敬意を表するところでございます。とはいうものの、これだけ議論を重ねてきたのだからとか、ここまで来たのだから何がしかの成果をという理由で結論を出すというのは最も避けねばならないことだというふうに思います。

私のように反対の立場の者には自己保身のために抵抗をしているというふうに言われることがあるんですけれども、私はあくまで、自分が北中部の都市部選出の議員であったとしてもこの場でこのように述べるであろうという反対討論をしたいというふうに思います。

反対の理由は次の三つです。

まず、なぜ次の次のことを決めるのかという時期の問題です。

この条例案は、実質31年の通常選挙が対象になるものです。来年27年には通常選挙があり、同時に国勢調査もあることを考えると、直近の民意は来年の選挙で選ばれた人たちの意見になります。

不断の見直しを行う云々というのであれば、今決める、今縛りをかけるというのは理解に苦しむところであります。

今の私たちが決められるのは、次の、来年の選挙についてであり、次々回については、法的には可能であっても、踏み越えてはならない領域だと思えます。議会改革先進県を標榜し、ほかの自治体から一目も二目も置かれる三重県議会が使う手段ではないと思えます。

二つ目は、南だけで6減ということについてです。

格差を人口だけで解決するのなら、私たちの出番はないはずですが。議会こそ、人口数で開いてしまった格差を三重県の地域性に応じた特段の配慮でカバーするのが議会の仕事だというふうに思います。その配慮を議会がなくして、誰がその配慮をするんですか。この6減は、県南部の人にしてみたら絶望的なメッセージとして伝わっていくことと思えます。

角を矯めて牛を殺すということわざがあります。角の形が思うようにならないからと角の形をいじっているうちに、牛そのものを死なせてしまう、手を加え過ぎて結果的に全体をだめにしてしまうというような意味ですが、三重県が三重県らしくあるためにも特段の配慮をどこまでできるのかという議論をまずすべきだったというふうに思います。

三つ目は、パブリックコメントで寄せられた県民の意見に対してであります。

この種のパブコメにしては前代未聞の数だそうです。そして、その中には、中間案をよしとするものは一つもありませんでした。これだけのパブコメが集まり、しかも、おおむね皆、理論的な文章です。もうちょっとそれらに耳を傾ける必要があるとは思いませんか。

参考人招致、公聴会、学識者の意見を聞くなど、三重県議会には多数の多様な県議会の誇れるツールがあり、通年議会も開催されたばかりにもかかわらず、これまで一切活用されてきておりません。一体皆さんは何を判断材料にされたのでしょうか。その上、パブコメの意見も全く反映されないというのなら、何のためのパブコメだったんですか。どうやったら県民の声は聞いてもらえるんですか。

最後に、地元の話を見せていただきますと、鳥羽の四つの島には約4000人が暮らしています。思い返してみてください、皆さんが島を訪れたときのことを。いつ誰が訪れても、大歓迎を受けたのではないのでしょうか。その、よく来てくれたという歓迎は、裏を返せば、みんな、自分たちの声が県に届くのか、これからも皆さんが足を運んでくれるのかという不安の裏返しでもあるんです。

2.64という1票の格差は、都市部の皆さんにしてみたら不公平、不平等きわまりないものかもしれません。同じ離島を抱える志摩市もそう。離島はないにしても、尾鷲、熊野、多気、度会の1票の格差もそう。

○議長（山本 勝） 中村議員に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、速やかに終結願います。

○18番（中村欣一郎） それらの格差はこれまで、県民の皆さんからも特段の配慮をもって理解をされてきたものと思っております。その配慮に甘えるわけではないのですが、もうこれ以上、乾いたタオルを絞るのは勘弁してほしいです。これ以上絞っても、あとは涙しか出ません。

以上、三つの理由で反対をいたします。御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山本 勝） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議提議案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

特別委員会の廃止

- 議長（山本 勝） 日程第3、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙区調査特別委員会は、その報告を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、選挙区調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

議員派遣の件

- 議長（山本 勝） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。
-

議員派遣一覧表

1 リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会

(1) 派遣目的

超電導磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設の実現を強力に推進することを目的に、沿線9都府県の期成同盟会等が組織する「リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会」が平成26年度の事業計画・収支予算を決定するとともに、総会決議を行い、関係機関等に要望活動を行うために開催する「平成26年度総会」に出席する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成26年6月4日 1日間

(4) 派遣議員

| | |
|----------|----------|
| 石田 成生 議員 | 東 豊 議員 |
| 吉川 新 議員 | 長田 隆尚 議員 |
| 森野 真治 議員 | 中川 康洋 議員 |
| 藤田 宜三 議員 | 中森 博文 議員 |
| 水谷 隆 議員 | 岩田 隆嘉 議員 |

休 憩

○議長（山本 勝） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分開議

開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・議長の辞職

○副議長（前田剛志） この際、申し上げます。

山本勝議長から議長の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。山本勝議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、山本勝議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔47番 山本 勝議員入場・着席〕

○副議長（前田剛志） 前議長 山本勝議員の御挨拶があります。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 議長を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月のこの議場におきまして第104代三重県議会議長に御推挙をいただいて以来、開かれた議会運営を目指して専心努力をしております。

本日、ここに議長としての職務を終えることができたのも、ひとえに前田副議長をはじめ議員の皆様の御指導、御鞭撻のたまものであり、また、知事をはじめとする執行部の皆様の御協力のおかげと、衷心より厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、平成25年は通年議会を導入し、会期を1年とした最初の年となりました。

通年議会により、年間を通して執行部の行政活動を継続して監視するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理体制を整えることとしたところでございます。

そのような中、昨年8月には台風18号による被害について迅速な現地調査を行い、当局に対し早期復旧への取組の要望を行いました。

また、施設の開設、開館に当たり、昨年9月にオープンした首都圏営業拠点三重テラスや、本年4月に開館した三重県総合博物館（Mi e Mu）については、本会議や委員会を通じ、よりよいものとなるよう議論を深めたところでございます。

加えて、議員発議の政策条例制定に向けて調査検討を行ってきた三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例を昨年6月に制定するとともに、本年3月には、米穀の産地偽装及び食材の不適切表示を受け、三重県食の安全・安心の確保に関

する条例の改正を行ったほか、選挙区調査特別委員会において調査検討を続けてきた三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例について一部を改正する条例案を先ほど議決したところでございます。

また、議会運営面においては昨年9月に、通年議会の充実のため議員全員にアンケートを行い、通年議会の運営等について御意見をいただくとともに、政策セミナーを4回にわたって開催し、時宜に応じたテーマにかかわる専門家や、地域で活躍されている活動団体の代表者からの講演をいただくことで、より県民の視点に立った政策議論の深化、発展につなげることができたのではないかと考えております。

この1年間、所信を達成していきたいという気持ちから全力投球で議長の職を務めさせていただいたことは、私にとって大変得がたい経験となりました。

引き続き、地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しい状況であります。今後はこの経験を生かし、一議員として県政推進のため、微力ではございますが努力を重ねてまいる所存でございます。

最後に、三重県勢の今後の一層の発展と、本県議会が分権時代を先導する議会として着実に進化を続ける議会となることを切に願い、議長の退任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

日程追加・議長の選挙

○副議長（前田剛志） この際、申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（前田剛志） ただいまの出席議員数は50名であります。
お諮りいたします。会議規則第24条第2項の規定により、立会人として、
4番 小島智子議員
19番 小野欽市議員
を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、4番 小島智子議員、19番 小野欽市議員を指名いたします。

投票用紙と名札を配付いたします。

〔投票用紙、名札配付〕

○副議長（前田剛志） 投票用紙と名札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（前田剛志） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名札を持参し、議席順に1番 下野幸助議員から順次投票を願います。

〔投票執行〕

○副議長（前田剛志） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田剛志） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（前田剛志） これより開票を行います。

立会人の方、立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○副議長（前田剛志） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 50票

有効投票 50票

無効投票 0票

有効投票中

永田正巳 議員 26票

中村進一 議員 24票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。よって、永田正巳議員が議長に
当選されました。

投 票 者 氏 名

| | | |
|----|---|-------|
| 1 | 番 | 下野幸助 |
| 2 | 番 | 田中智也 |
| 3 | 番 | 藤根正典 |
| 4 | 番 | 小島智子 |
| 5 | 番 | 彦坂公之 |
| 6 | 番 | 栗野仁博 |
| 7 | 番 | 石田成生 |
| 8 | 番 | 大久保孝栄 |
| 9 | 番 | 東 豊 |
| 10 | 番 | 中西 勇 |
| 11 | 番 | 濱井初男 |
| 12 | 番 | 吉川 新 |
| 13 | 番 | 長田隆尚 |
| 14 | 番 | 津村 衛 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|-----|---|
| 15 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 16 | 番 | 水 | 谷 | 正 | 美 |
| 17 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 18 | 番 | 中 | 村 | 欣一郎 | |
| 19 | 番 | 小 | 野 | 欽 | 市 |
| 20 | 番 | 小 | 林 | | 聡 |
| 21 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 22 | 番 | 小 | 野 | 英 | 介 |
| 23 | 番 | 中 | 川 | 康 | 洋 |
| 24 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 25 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 26 | 番 | 後 | 藤 | 健 | 一 |
| 27 | 番 | 辻 | | 三千 | 宣 |
| 28 | 番 | 笹 | 井 | 健 | 司 |
| 29 | 番 | 稲 | 垣 | 昭 | 義 |
| 30 | 番 | 北 | 川 | 裕 | 之 |
| 31 | 番 | 舘 | | 直 | 人 |
| 32 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 33 | 番 | 津 | 田 | 健 | 児 |
| 34 | 番 | 中 | 嶋 | 年 | 規 |
| 35 | 番 | 青 | 木 | 謙 | 順 |
| 36 | 番 | 中 | 森 | 博 | 文 |
| 37 | 番 | 前 | 野 | 和 | 美 |
| 38 | 番 | 水 | 谷 | | 隆 |
| 39 | 番 | 日 | 沖 | 正 | 信 |
| 40 | 番 | 前 | 田 | 剛 | 志 |
| 41 | 番 | 舟 | 橋 | 裕 | 幸 |
| 43 | 番 | 三 | 谷 | 哲 | 央 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 44 | 番 | 中 | 村 | 進 | 一 |
| 45 | 番 | 岩 | 田 | 隆 | 嘉 |
| 46 | 番 | 貝 | 増 | 吉 | 郎 |
| 47 | 番 | 山 | 本 | | 勝 |
| 48 | 番 | 永 | 田 | 正 | 巳 |
| 49 | 番 | 山 | 本 | 教 | 和 |
| 50 | 番 | 西 | 場 | 信 | 行 |
| 51 | 番 | 中 | 川 | 正 | 美 |

○副議長（前田剛志） 議長に当選されました永田正巳議員が議場におられますので、当選の通知をいたします。

永田正巳議長、御挨拶を願います。

〔永田正巳議長登壇・拍手〕

○議長（永田正巳） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして皆様の温かい御支持をいただき、第105代三重県議会議長の重責を担うこととなりました。まことに身に余る光栄であり、御厚情に対しまして心より感謝申し上げます。

この上は、議長の職責の重さを胸に刻み、三重県議会基本条例の基本理念と基本方針に基づき、二元代表制のもとで議会改革を推し進め、誠心誠意、三重県政の進展と円滑な議会運営のために全力を尽くす覚悟でございます。

議員の皆様の御指導、御鞭撻並びに知事をはじめ執行部の皆様の御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 永田正巳議長、議長席にお着き願います。

〔前田剛志副議長退席・退場、永田正巳議長議長席に着く〕

日程追加・副議長の辞職

○議長（永田正巳） この際、申し上げます。

前田剛志副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。前田剛志副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、前田剛志副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔40番 前田剛志議員入場・着席〕

○議長（永田正巳） 前副議長 前田剛志議員の御挨拶があります。

〔40番 前田剛志議員登壇〕

○副議長（前田剛志） 副議長を退任するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月に皆様の御推挙により第107代目の副議長に就任させていただいてから、はや1年が経過し、本日、この職を辞することになりました。

在任中は、山本議長をはじめ議員の皆様方のお力添えに支えられ、また、知事をはじめ執行部の皆様方の御協力により職務を無事に終えることができましたことは、まことに感謝にたえません。心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この1年を顧みますと、初めての通年議会を導入した節目の年でありましたし、その中で開かれた議会を目指し、広聴広報の取組に努めてまいりました。

特に、県議会だよりにつきましては本年4月から、これまでの紙媒体による発行方法を見直し、三重テレビのデータ放送でも随時ごらんいただけるようにさせていただいたところでもあります。

また、多様な県民の御意見を県議会での議論に反映させるために、みえ現場で県議会を2回開催させていただき、貴重な御意見をいただくとともに、本年8月に予定されるみえ高校生県議会の開催の準備を進めさせていただき、

参加高校の募集、決定を広聴広報会議のもとで行わせていただいていたところでございます。

他にも多くの活動を通じまして貴重な経験をさせていただいたところでございます。今後は一議員としてこの経験をしっかりと生かし、県勢の発展のために一層尽力してまいります決意でございますので、どうか皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、副議長退任の御挨拶とさせていただきます。どうも1年間ありがとうございました。（拍手）

日程追加・副議長の選挙

○議長（永田正巳） この際、申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田正巳） ただいまの出席議員数は50名であります。

お諮りいたします。会議規則第24条第2項の規定により、立会人として、

5番 彦坂公之議員

20番 村林聡議員

を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、5番 彦坂公之議員、20番 村林聡議員を指名いたします。

投票用紙と名札を配付いたします。

〔投票用紙、名札配付〕

○議長（永田正巳） 投票用紙と名札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（永田正巳） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名札を持参し、議席順に1番 下野幸助議員から順次投票を願います。

[投票執行]

○議長（永田正巳） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（永田正巳） これより開票を行います。

立会人の方、立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（永田正巳） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 50票

有効投票 50票

無効投票 0票

有効投票中

奥野英介議員 26票

日沖正信議員 24票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。よって、奥野英介議員が副議長に当選されました。

投 票 者 氏 名

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 2 | 番 | 田 中 | 智 也 |
| 3 | 番 | 藤 根 | 正 典 |
| 4 | 番 | 小 島 | 智 子 |
| 5 | 番 | 彦 坂 | 公 之 |
| 6 | 番 | 栗 野 | 仁 博 |
| 7 | 番 | 石 田 | 成 生 |
| 8 | 番 | 大久保 | 孝 栄 |
| 9 | 番 | 東 | 豊 |
| 10 | 番 | 中 西 | 勇 |
| 11 | 番 | 濱 井 | 初 男 |
| 12 | 番 | 吉 川 | 新 |
| 13 | 番 | 長 田 | 隆 尚 |
| 14 | 番 | 津 村 | 衛 |
| 15 | 番 | 森 野 | 真 治 |
| 16 | 番 | 水 谷 | 正 美 |
| 17 | 番 | 杉 本 | 熊 野 |
| 18 | 番 | 中 村 | 欣一郎 |
| 19 | 番 | 小 野 | 欽 市 |
| 20 | 番 | 村 林 | 聡 |
| 21 | 番 | 小 林 | 正 人 |
| 22 | 番 | 奥 野 | 英 介 |
| 23 | 番 | 中 川 | 康 洋 |
| 24 | 番 | 今 井 | 智 広 |
| 25 | 番 | 藤 田 | 宜 三 |
| 26 | 番 | 後 藤 | 健 一 |
| 27 | 番 | 辻 | 三千宣 |

| | | | |
|----|---|----|----|
| 28 | 番 | 笹井 | 健司 |
| 29 | 番 | 稲垣 | 昭義 |
| 30 | 番 | 北川 | 裕之 |
| 31 | 番 | 舘 | 直人 |
| 32 | 番 | 服部 | 富男 |
| 33 | 番 | 津田 | 健児 |
| 34 | 番 | 中嶋 | 年規 |
| 35 | 番 | 青木 | 謙順 |
| 36 | 番 | 中森 | 博文 |
| 37 | 番 | 前野 | 和美 |
| 38 | 番 | 水谷 | 隆 |
| 39 | 番 | 日沖 | 正信 |
| 40 | 番 | 前田 | 剛志 |
| 41 | 番 | 舟橋 | 裕幸 |
| 43 | 番 | 三谷 | 哲央 |
| 44 | 番 | 中村 | 進一 |
| 45 | 番 | 岩田 | 隆嘉 |
| 46 | 番 | 貝増 | 吉郎 |
| 47 | 番 | 山本 | 勝 |
| 48 | 番 | 永田 | 正巳 |
| 49 | 番 | 山本 | 教和 |
| 50 | 番 | 西場 | 信行 |
| 51 | 番 | 中川 | 正美 |

○議長（永田正巳） 副議長に当選されました奥野英介議員が議場におられますので、当選の通知をいたします。

奥野英介副議長、御挨拶を願います。

[奥野英介副議長登壇・拍手]

○副議長（奥野英介） 副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆さんの御推挙により、第108代三重県議会副議長の要職を担うことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

改めて議員の皆様の御高配に対しましては、心より御礼申し上げます。この上は、微力でございますが、永田議長を補佐し、円滑な議会運営と県政発展のため、最善の努力をしまいる所存でございます。

議員の皆様の御指導並びに知事はじめ執行部の方々の御協力を切にお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後2時45分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常 任 委 員 の 選 任

○議長（永田正巳） 日程第5、常任委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、お手元に配付の各常任委員名簿のとおり、それぞれ指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、それぞれ議長指名のとおり決定いたしました。

常任委員名簿

| 会派 | 委員名 (定数) | 総務地域連携 (9名) | 戦略企画雇用経済 (9名) | 環境生活農林水産 (9名) (次員1名) | 健康福祉病院 (8名) | 防災果土整備企業 (8名) | 教育警察 (8名) |
|-------|-------------|------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 新政みえ | 4名 | 下野幸助 長田隆尚 笹井健司 館直人 | 4名 田中智也 水谷正美 前田剛志 三谷哲央 | 4名 小島智子 彦坂之衛 津村昭義 稲垣 | 4名 濱井初男 野真治 辻三宣 中村進一 | 4名 藤根典正 杉本熊野 藤田宜三 舟橋裕幸 | 4名 吉川新一 後藤健裕 北川之信 日沖正信 |
| 自民みらい | 4名 | 栗野博仁 前野和美 岩田隆吉 貝増嘉郎 | 4名 津田健児 中嶋年規 青木順正 永田正巳 | 3名 小野欽市 山西勝行 本場信行 | 3名 中森博文 水谷隆美 中川正美 | 3名 石田成生 村林聡男 服部富男 | 3名 中村欣一郎 小林正人 山本教和 |
| 鷹山 | 1名 | 奥野英介 | 1名 東豊 | 1名 大久保孝栄 | | | |
| 公明党 | | | | | | 1名 今井智広 | 1名 中川康洋 |
| みんなの党 | | | | | 1名 中西勇 | | |

常任委員名簿

| 会派 | 委員名 (定数) | 予算決算 (50名) (次員1名) |
|----|----------------|---|
| 新 | 政 委 員 み え | 24名 下 野 幸 助 彦 坂 公 之 津 村 田 衛 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 前 田 剛 志 |
| | 自 民 委 員 ら い | 19名 栗 野 博 村 林 聡 中 嶋 規 水 谷 隆 山 本 和 |
| 鷹 | 山 | 3名 大 久 保 孝 栄 東 豊 奥 野 英 介 |
| 公 | 党 委 員 明 | 2名 中 川 康 洋 今 井 智 広 |
| み | 党 委 員 の 勇 | 1名 中 西 勇 |

議 会 運 営 委 員 の 選 任

○議長（永田正巳） 日程第6、議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、お手元に配付の議会運営委員名簿のとおり指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

議 会 運 営 委 員 名 簿

| 会派 | 委員会名 (定数) |
|-----------|---|
| 新 政 み え | 議 会 運 営 (13名) |
| | 6名 吉川新 水谷正美 藤田宜三 北川裕之 舟橋裕幸 三谷裕哲 |
| 自 民 み ら い | 5名 |
| | 石田成生 服部富男 前野和美 水谷隆 貝増吉郎 |
| 鷹 山 | 1名 |
| | 東 豊 |
| 公 明 党 | 1名 |
| | 中川康洋 |
| み ん な の 党 | |
| | |

特別委員会設置並びに委員定数

○議長（永田正巳） 日程第7、特別委員会設置並びに委員定数の件を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員会の設置並びに委員定数につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりとし、審査終了まで継続調査を認めることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置並びに委員定数につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりとし、審査終了まで継続調査を認めることに決定いたしました。

特別委員会設置一覧表

| 名 称 | 所 管 事 項 | 定数 |
|-----------------|----------------------|----|
| 障がい者雇用促進調査特別委員会 | 障がい者の雇用促進等について調査すること | 9 |

特別委員の選任

○議長（永田正巳） 日程第8、特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、お手元に配付の特別委員名簿のとおり指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

特別委員名簿

| 会派 | 委員会名 (定数) | 障がい者雇用促進調査 (9名) |
|-----------|--------------|--|
| 新 政 み え | | 4名 |
| | | 小 島 智 子 彦 坂 公 之 長 田 隆 尚 杉 本 熊 野 |
| 自 民 み ら い | | 4名 |
| | | 石 田 成 生 小 林 正 人 服 部 富 男 水 谷 隆 |
| 鷹 山 | | 1名 |
| | | 大久保 孝 栄 |
| 公 明 党 | | |
| み ん な の 党 | | |

休 憩

- 議長（永田正巳） 着席のまま、暫時休憩いたします。
午後2時48分休憩

午後2時49分開議

開 議

- 副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・常任委員の辞任

- 副議長（奥野英介） この際、申し上げます。

永田正巳議員から、戦略企画雇用経済常任委員の辞任願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、常任委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、永田正巳議員の戦略企画雇用経済常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（奥野英介） 御異議なしと認めます。よって、永田正巳議員の戦略企画雇用経済常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

この際、申し上げます。

ただいま選任されました各常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会の委員の方々は、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を互選の上、御報告願います。

休 憩

○副議長（奥野英介） 各常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時34分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） この際、報告いたします。

各常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会において、それぞれ委員長及び副委員長を、お手元に配付の委員長及び副委員長名簿のとおり互選した旨の報告がありました。

次に、本日、議案第126号が追加提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

委員長及び副委員長名簿

(各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)

| 委 員 会 | 委 員 長 | 副 委 員 長 |
|-----------------|-------|---------|
| 総務地域連携常任委員会 | 栗野 仁博 | 下野 幸助 |
| 戦略企画雇用経済常任委員会 | 津田 健児 | 田中 智也 |
| 環境生活農林水産常任委員会 | 小野 欽市 | 小島 智子 |
| 健康福祉病院常任委員会 | 濱井 初男 | 中西 勇 |
| 防災県土整備企業常任委員会 | 村林 聡 | 藤根 正典 |
| 教育警察常任委員会 | 吉川 新 | 中村欣一郎 |
| 予算決算常任委員会 | 稲垣 昭義 | 中森 博文 |
| 議会運営委員会 | 前野 和美 | 北川 裕之 |
| 障がい者雇用促進調査特別委員会 | 彦坂 公之 | 石田 成生 |

追 加 提 出 議 案 件 名

議案第126号 監査委員の選任につき同意を得るについて

四日市港管理組合議会議員の選挙

○議長(永田正巳) 日程第9、四日市港管理組合議会議員の辞職に伴い、後任者の選挙を行います。

なお、選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規

定により指名推選とし、指名の方法は、議長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

下 野 幸 助 議員

小 野 欽 市 議員

中 川 康 洋 議員

以上の方々を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の方が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

当選されました方が議場におられますので、当選の通知をいたします。

監 査 委 員 の 選 任

〔15番 森野真治議員、34番 中嶋年規議員離席・退場〕

○議長（永田正巳） 日程第10、議案第126号を議題といたします。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、提案説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

議案第126号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔15番 森野真治議員、34番 中嶋年規議員入場・着席〕

○議長（永田正巳） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（永田正巳） お諮りいたします。明17日から6月2日までは委員会の所管事項調査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、明17日から6月2日までは委員会の所管事項調査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月3日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分散会